

# 西京区の関係・交流人口を創出する事業に係るアンケート調査・効果検証業務 受託候補者選定要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、西京区の関係・交流人口を創出する事業に係るアンケート調査・効果検証業務に最も適した受託候補者の選定に関し、必要な事項を定める。

## (適用範囲)

第2条 この要綱は、当該業務が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当する場合のうち、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2(4)に定める「契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素（契約の目的物の性能、技術その他の履行の内容、又は履行方法等）における競争（コンペ、プロポーザル）によって契約の相手方を選定する必要があるもの」の場合に適用する。

## (受託候補者選定委員会の設置)

第2条 受託候補者の選定は、西京区の定住・移住を促進する魅力発信事業に係るアンケート調査・効果検証業務受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）が行う。

2 委員会は、次に掲げる職員をもって構成する。

- (1) 西京区役所地域力推進室総務・防災課長
- (2) 西京区役所地域力推進室企画連携課長
- (3) 西京区役所地域力推進室まちづくり推進課長
- (4) 西京区役所地域力推進室まちづくり企画係長

3 委員会に委員長を置き、委員長は前項第2号の者とする。

4 委員長は委員会を代表し、会務を掌理する。

## (会議)

第4条 委員会の会議は委員長が必要と認めるときに開催するものとする。

2 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

3 委員会は委員の3分の2以上の出席により成立する。

4 委員が出席することができないときは、委員長の承認により、代理者をもって充てることができる。ただし、代理者の数は、委員の2分の1以内とする。

5 委員会の議決は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決する。

## (プロポーザルの募集)

第5条 受託候補者の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式により参加者を募り、実施する。

2 委員会は、プロポーザルの募集に先立ち、契約の内容に応じその都度、次の各号に掲げる事項について定め、これを公開する。

- (1) 当該業務受託候補者募集要項（以下「募集要項」という。）

- (2) 当該業務受託候補者評価要領（以下「評価要領」という。）
- (3) その他委員会が必要と認める事項

3 募集要項には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 当該プロポーザルのスケジュール
- (2) 当該業務の契約上限額
- (3) 当該プロポーザルの応募資格
- (4) 当該プロポーザルに関する問合せ先、提出先及び質問方法
- (5) その他当該プロポーザルの公募に必要な事項

4 評価要領には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 当該プロポーザルの評価項目及び配点
- (2) 当該プロポーザルの評価方法
- (3) その他当該プロポーザルの評価に必要な事項

#### （受託候補者の選定）

第6条 委員会は、評価要領に基づき評価し、その結果が第1順位の者を受託候補者として選定するものとする。ただし、当該結果を総合的に勘案し、適切に業務を遂行できると判断できない場合は、受託候補者として選定しないものとする。

2 前項の規定は、参加者が1者の場合について準用する。

3 委員会は、受託候補者の次点として、第1項の規定による評価の結果が第2順位及び第3順位の者を、それぞれ優先交渉権が第2順位及び第3順位の者として選定しなければならない。

4 委員会は提出資料に基づき、審査を行う。なお、応募者には必要に応じて提案資料に係る説明を求める場合がある。

#### （委員会の公開）

第7条 委員会は、非公開とする。ただし、委員長が特に認めた場合は、この限りでない。

#### （補足）

第8条 この要綱に定めるもののほか、受託候補者の選定に関して必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和8年3月31日をもって廃止する。